

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第9号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
虹の松原学園	児童を直接教育及び指導することを本務とする職員	3	虹の松原学園	<u>1</u> 児童を直接教育及び指導することを本務とする職員	3
				<u>2</u> 児童の心理療法の業務に直接従事することを本務とする職員	<u>2</u>
略			略		
県立の特別支援学校	1 主幹教諭 2 教諭、助教諭及び講師 3 養護教諭及び養護助教諭 4 栄養教諭 5 寄宿舍指導員 6 実習助手	1.25	県立の特別支援学校	1 主幹教諭及び指導教諭 2 教諭、助教諭及び講師 3 養護教諭及び養護助教諭 4 栄養教諭 5 寄宿舍指導員 6 実習助手	1.25
略			略		

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。